

(5) 教授会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教授会は、学校教育法第93条に則り整備された上越教育大学教授会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に関する重要事項を審議する。

- i) 本学の学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ii) 学位の授与に関する事項
- iii) 学籍（退学、転学、留学、休学及び除籍を除く。）に関する事項
- iv) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- v) 教員の採用及び昇任等に関する事項
- vi) 教授会は、i)～v)に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

イ 組織の構成及び構成員等

教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で組織されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教授会は、原則、毎月第4水曜日に開催。平成27年度は、17回（第192回～第208回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①教員人事・大学院担当教員の判定、②教員選考等における投票方法、③大学院アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の一部改正、④学生の懲戒、⑤入学者選抜試験合格者の判定、⑥教育職員免許取得プログラム受講者の判定、⑦教職大学院1年制プログラム履修者の判定、⑧卒業・修了判定、⑨学生懲戒規程等の一部改正、等であった。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教授会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、個々の教員が大学運営に携わっている実感が得られるよう、全大学教員（学長、副学長、教授、准教授、講師、助教）で構成しており、学長・副学長と教員が直接意見交換を行う重要な組織として十分な成果を上げている。

なお、平成26年9月に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正されたことに伴って、教授会の審議事項の見直しが行われ、平成27年3月20日開催の第191回教授会において決定された「平成27年度以降の教授会の主な審議事項」に基づき教授会が開催され、平成27年度は審議のスピードアップ等を図ることができた。